

第29号議案

一宮市連区公民館長の解嘱及び委嘱について

一宮市連区公民館長の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和6年7月26日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋信哉

提案理由

連区公民館長辞任のため、一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市連区公民館長 解嘱該當者

氏名	備考
おおた 太田 孝子	一身上の都合のため

2. 一宮市連区公民館長 委嘱候補者

氏名	備考	新任 再任
わきだ 脇田 美登里	木曽川連区公民館 長就任のため	新

3. 委嘱（任命）期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日

\*一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定に基づく前任者の残任期間

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和6年7月26日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋信哉

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が適當と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適當と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
33	一宮こどもフェスティバル実行委員会 主催者 斎藤 光茂	一宮こどもフェスティバル	アナログな遊びを存分に体験することで、子どもたちが心身ともに健やかに過ごせるようなイベントを開催する。	令和6年9月21日(土)～9月22日(日) 9:00～17:00	一宮宮前三八広場	無	(7)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
23	愛知母親大会連絡会 代表 小池まり子	第70回愛知母親大会in一宮	隠れ教育費についての記念講演、全体会及び分科会での幅広い学習・交流	令和6年10月20日(日)	アイプラザ一宮	1,000円	(7)